

## 岐阜女子大学における研究活動規範

平成19年11月14日

本学は、今までに不正行為等、一度もなく、適正な研究活動を行ってきた。

しかしながら、昨今、研究上の不正行為・不正使用があちこちの研究機関で生じ、研究者及び研究機関の社会的信用を失墜させるとともに学術研究の発展を阻害するおそれが高まっている。

このような状況に鑑み、研究活動のさらなる発展の為、以下の行動規範を定めるものである。

本学教職員は、以下の行動規範を遵守し、公正な研究の遂行につとめなければならない。

1. 本学教職員は、本学の研究活動が、国の税金で賄われていることや学納金等に支えられていることを踏まえ、研究費使用にあたり、法令・通知及び本学諸規則・使用ルール等を遵守しなければならない。
2. 研究者は、研究活動又はその成果の発表において、ねつ造・改ざん・盗用等の不正行為を行ってはならない。  
また、研究データ・資料等の適切な管理及び保存により、研究環境を整備し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。
3. 本学教職員は、公的研究費等の使用ルールなどを遵守し、不正使用を疑われるような行動を行ってはならない。  
特に、昨今の研究上の不正使用の例として、実体を伴わない講師料・給与の支払い、架空の取引による業者への預け金、実体の伴わない旅費の支払い等を疑われないようにしなければならない。
4. 研究者は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報の保護に努めなければならない。
5. 本学教職員は、不正行為・不正使用があった場合はその是正に努めなければならない。  
また、不正行為・不正使用があったことを知った時には、それを放置せず、適切な処理を行わなければならない。